

I L O 第 1 2 1 号条約及び勧告

○ 「労働災害の場合における給付に関する条約」(I L O 第 1 2 1 号条約) (抄)

第8条 各加盟国は、次のいずれかのことをうものとする。

- (a) 所定の条件の下に職業病とみなされる疾病（少なくとも付表 I に掲げる疾病を含む。）の表を定めること。
- (b) 少なくとも付表 I に掲げる疾病を含みうる程度に十分に包括的な職業病の一般的定義を法令に定めること。
- (c) (a)の規定に適合する疾病の表であって、職業病の一般的定義により、又はこの表に列記されていない疾病若しくは所定の条件と異なる条件の下に発生する疾病が職業に起因するものであることを定めるその他の規定により補足されるものを定めること。

付表 I 職業病の一覧表 (1980年6月改正)

職業病	危険にさらされる作業
1 組織硬化性の鉱物性粉じんによるじん肺（けい肺、炭けい肺、石綿肺）及びけい肺結核（けい肺が労働不能又は死亡の主たる原因である場合に限る。）	当該危険にさらされるすべての作業
2 超硬合金の粉じんによる気管支肺疾患	"
3 縫の粉じんによる気管支肺疾患（ビシノーシス）又は亜麻、大麻若しくはサイザル麻の粉じんによる気管支肺疾患	"
4 作業工程におけるその存在が不可避な物質のうち感作性物質又は刺激性物質として認められている物質による職業性ぜん息	"
5 有機粉じんの吸入による外因性アレルギー性肺胞炎及びその続発性であって、国内法令で定めるもの	"
6 ベリリウム又はその毒性化合物による疾病	"
7 カドミウム又はその毒性化合物による疾病	"
8 燐又はその毒性化合物による疾病	"
9 クロム又はその毒性化合物による疾病	"
10 マンガン又はその毒性化合物による疾病	"
11 硒素又はその毒性化合物による疾病	"
12 水銀又はその毒性化合物による疾病	"
13 鉛又はその毒性化合物による疾病	"
14 弗素又はその毒性化合物による疾病	"
15 二硫化炭素による疾病	"
16 脂肪族又は芳香族の炭化水素の毒性ハロゲン誘導体による疾病	"
17 ベンゼン又はその毒性化合物による疾病	"
18 ベンゼン又はその同族体の毒性ニトロ誘導体及び毒性アミノ誘導体による疾病	"

職業病	危険にさらされる作業
19 ニトログリセリンその他の硝酸エステルによる疾病	当該作業にさらされるすべての作業
20 アルコール、グリコール又はケトンによる疾病	"
21 窒息性物質（一酸化炭素、シアン化水素又はその毒性誘導体、硫化水素）による疾病	"
22 騒音による難聴	"
23 振動による疾病（筋肉、腱、骨、関節、末梢血管又は末梢神経の障害）	"
24 高圧空気下における作業による疾病	"
25 電離放射線による疾病	電離放射線の被ばくを伴うすべての作業
26 物理的、化学的又は生物学的な因子で他に掲げられていないものによる皮膚疾患	当該作業にさらされるすべての作業
27 タール、ピッチ、瀝青、鉱物油、アントラセン又はこれらの物質の化合物、製品若しくは残滓による皮膚の原発性上皮がん	"
28 石綿による肺がん又は中皮腫	"
29 病原体による汚染の危険が特に存在する業務においてかかった感染症又は寄生虫症	(a) 保健又は試験研究に関する作業 (b) 動物診療に関する作業 (c) 動物、動物の死体若しくは動物の死体の一部又はこれらによって汚染されたおそれのある商品を取り扱う作業 (d) 病原体による汚染の危険を特に伴うその他の作業

(注) この付表の適用に当たり、適当な場合には、危険にさらされる程度及び態様を考慮するものとする。